

決算審査特別委員会記録

<福祉部、こども家庭局、くらし創造部、景観・環境局>

開催日時 平成21年10月15日(木) 10:01~12:51

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

国中 憲治 委員長

森山 賀文 副委員長

浅川 清仁 委員

井岡 正徳 委員

大国 正博 委員

森川 喜之 委員

中野 明美 委員

神田加津代 委員

丸野 智彦 委員

今井 光子 委員

欠席委員 1名

粒谷 友示 委員

出席理事者 稲山 総務部長

太郎田 会計管理者(会計局長)

上田 監査委員事務局長

杉田 福祉部長

速見 こども家庭局長

宮谷 くらし創造部長兼景観・環境局長 ほか関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第80号 平成20年度奈良県歳入歳出決算の認定について

会議の経過

○国中委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

なお、本日の委員の欠席者は粒谷委員です。ご了承をお願い申し上げます。

日程に従い、福祉部、こども家庭局、くらし創造部、景観・環境局の決算について審査

を行っていききたいと思います。

それでは、福祉部長、こども家庭局長、くらし創造部長兼景観・環境局長の順に説明をお願いしたいと思います。

○杉田福祉部長 それでは福祉部関係のご説明をさせていただきます。

まず、「平成20年度歳入歳出決算報告書」の5ページ4款、福祉費でございます。福祉部の所管は1項、2項、3項、そして6項でございます。まず、第1項、福祉政策費でございます。翌年度繰越額が4,764万5,000円となっております。この主な内訳ですが、人にやさしい鉄道駅整備事業、いわゆる鉄道駅バリアフリー整備事業でございます。これにつきまして、事業主体が設計変更等に不測の日数を要したことによりまして、3,114万5,000円の繰り越しとなっております。

また、社会福祉総合センター改善事業、これは国の二次補正に対応して一定の整備を行うものでございますが、短期間で事業期間を確保するために1,650万円の繰り越しをしたものでございます。

続きまして、福祉政策費の不用額7億1,084万3,000円の主な内訳でございますけれども、国民健康保険基盤安定化事業、これは低所得世帯に対する軽減事業でございますが、対象世帯数と被保険者の減によりまして、1億7,740万9,000円の減となっております。

続きまして、特定健康診査、特定保健指導負担金事業、いわゆるメタボ健診事業が約9,900万円余りの不用となっております。これにつきましては、受診者数が当初の見込みを下回ったことによるものです。

また、心身障害者医療費助成事業8,100万円余りの不用は、対象となります心身障害者の方の医療費の減によるもので、主な内訳は以上です。

続きまして、第2項障害福祉費で、翌年度繰越額4億1,894万4,000円となっております。この内訳でございますが、障害者福祉施設整備事業補助、これは社会福祉法人が行うものでございますが、先ほどと同様に、設計変更等に不測の日数を要したことによりまして、約4億1,100万円余り繰り越しております。

また、国の二次補正に関連しまして、登美学園整備事業に約60万円、リハビリテーションセンター医療教育体制整備事業に650万円、これにつきましては事業期間確保のため、全額を繰り越しております。

続きまして、不用額でございます。不用額が4億2,755万7,000円となっておりますが、これの主なものが、介護給付事業約9,000万円、訓練等給付事業約6,400万円、障害施設給付費約3,900万円、これらにつきまして、利用者と利用日数の減によりまして、不用が生じております。

続きまして、第3項長寿社会費で、2億5,150万円の繰り越しでございます。これは全額老人福祉施設整備事業で、社会福祉法人が整備するものでございますが、これにつきまして設計変更等で不測の日数を要したことによりまして、繰り越しております。

また、不用額3億9,881万7,000円の主な内訳を申し上げます。

まず、介護保険のいわゆるサービス費でございます。介護給付費負担金、これが約2億7,900万円の不用となっております。

また、介護保険に付随するサービスとしまして、地域支援事業がございますが、これの交付金が2,800万円減としております。これはいずれも市町村の事業費の減に伴うものでございます。

続きまして、第6項、生活保護費ですが、繰越額はございませんが、不用額が1,118万3,000円でございます。これにつきましては、生活保護費のうち医療扶助の実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

4項、5項につきましては、こども家庭局長、くらし創造部長からのご説明とさせていただきます。

この決算報告書の説明は以上です。

続きまして、「平成20年度主要施策の成果に関する報告書」で、予算執行の実績をご報告いたします。

40ページの主要な事業のみに絞ってご説明させていただきたいと思っております。

40ページ、福祉の充実で、福祉人材センターの事業がございます。介護人材の確保のために広報啓発等の人材確保の事業を実施するものでございますが、紹介した件数に対する就職率は近年、厳しい状況にございますので、29%、前年より下回っております。

続きまして、41ページ、人にやさしい鉄道駅整備事業でございます。これは平成20年度におきましては、近鉄の3駅、JR西日本の1駅をやっております。エレベーターにつきましては、近鉄大和西大寺駅を平成遷都1300年祭に向けて整備することとしておりますが、これにつきましては繰り越したため、整備率が前年と同じということになっております。

続きまして、42ページ、国民健康保険関連でございます。

平成20年度におきまして、後期高齢者医療制度が創設され新制度になりまして、初年度でございます。国民健康保険の被保険者数は参考資料のところにありますが、約39万1,000人でございます。保険給付につきましては、トータルで727億円となっております。県の支出としましては、福祉の充実、1、国民健康保険対策とありますが、国民健康保険財政調整交付金、これは国民健康保険に対して都道府県が負担をするものでございますが、これにつきましては50億円余り、また、低所得世帯に対して、保険料を軽減した場合に対する助成としまして、国民健康保険基盤強化事業、これが約32億円という負担をしております。

平成20年度に創設された後期高齢者医療制度でございますが、43ページの参考資料に被保険者数は約14万7,000人となっており、保険給付につきましては、約1,016億円余りとなっております。これに対する県の負担の主なものを申し上げますと、後期高齢者医療給付事業に対しまして、82億7,400万円余り負担しております。

また、後期高齢者医療保険基盤強化事業、これは国民健康保険と同様に低所得者に対する保険料軽減分を助成するものでございますが、それに対しまして、14億2,700万円余りを負担しております。

44ページ、3、福祉医療対策、それぞれ老人医療費、乳幼児医療費、心身障害者医療費、母子医療費、重度心身障害医療費等に対しまして、それぞれ記載の金額を負担しております。

なお、老人医療費につきましては、5年の経過措置を設けて配置を予定しております関係から、平成18年、19年、20年と対象者数は減少してきております。

続きまして、障害者福祉費44ページの表の参考資料でご説明いたします。

身体障害者手帳交付状況を見ますと、奈良県の障害者数はトータルで6万6,647人となっております。また、知的障害の療育手帳でございますが、8,845名となっております。施設につきましては、45ページの表となっております。

障害者自立支援特別対策事業ではご承知のとおり、障害者自立支援法が施行し、新体系に移行し、新しいサービスを始めること等がございますので、円滑な実施を図るため、基金を設け、激変緩和あるいは経過措置などを行っており、7億4,500万円となっております。

続きまして、45ページでございますが、障害者相談支援体制整備事業、これは障害者

自立支援法の施行に伴いまして、地域マネジャーの配置、地域自立支援協議会への助言・指導など、各種の相談を行っているものでございますが、市町村の地域支援協議会の設置概要は、平成20年度で87%となっております。

46ページ、障害者働きがい支援事業では、奈良県工賃倍増5カ年計画を策定しまして、工賃水準を引き上げようというもので、支援チームの派遣、あるいは事業主体の計画策定の支援まで行っているものでございます。現在の状況を申し上げますと、平成20年度月額平均工賃は1万1,520円と決まっており、なお、低水準にとどまっているものでございます。

各種の新体系におけるサービス給付事業でございます。46ページの地域生活基盤の整備の表で主要なものをご説明申し上げます。

まず、介護給付事業でございます。これは自立支援法に基づきまして、デイサービス、あるいはショートステイ、さまざまなサービスを行うものでございます。これにつきまして、事業者数は、平成20年度で830人となっております。

次に、訓練等給付事業でございます。これは、就労に向けて各種の訓練を行おうとするものでございますが、現在のところ、事業者数は平成20年度で91と、新体系の移行が進んでいるということでございます。

続きまして、47ページ、発達障害者支援事業でございます。

これにつきましては、奈良市のこじか園に設置しているものでございますが、平成20年度の相談件数は2,006件となっております。

また、高次脳機能障害支援事業につきましては、総合リハビリテーションセンターに設けて、平成20年度から実施しておりますが、初年度の実績としましては、414件の相談件数となっております。

最下段、重度心身障害児通園事は東大寺整肢園、松籟荘、吉野学園の3カ所をお願いしているものでございますが、月の平均利用者数は21名ということになっております。

続きまして、49ページ、障害者福祉施設整備事業、平成20年度におきましては、生活介護と、あと多機能型ということで、記載の2施設に対して施設整備の補助を行っております。

続きまして、心身障害児施設運営費でございます。これにつきましては、新体系サービスに移行したことに伴いまして、平成18年、19年、20年と施設数が減っておりまして、平成20年度では48施設となっております。

続きまして、総合リハビリテーションセンター福祉サービス管理事業でございます。

ご説明のとおり、社会福祉事業団に指定管理を委託して事業を実施しておりますが、これにつきまして、平成20年度の延べ患者は7万9,191人ということで、高齢化等も相まって、着実にふえております。

続きまして、50ページ、高齢者福祉関連のご説明を申し上げます。

まず、参考資料をごらんいただきますと、現在の高齢者人口比率、65歳以上で22.15%、75歳以上で9.93%でございます。昨年度と比べまして、いずれも着実に増加をしているものでございます。

また、要介護認定者数でございますが、奈良県全体で5万1,328名でございます。この方のうち、サービスを利用している方は下の入所施設及び通所利用施設の現況という表の記載のとおりでございますが、特別養護老人ホームについては、平成21年3月末現在で5,166名の方が入居されているということでございます。

また、指定介護サービス事業費につきまして、各種居宅サービス、居宅介護支援事業合わせまして、1,848カ所の事業所が整備されております。

続きまして、51ページ、介護保険制度推進事業でございますが、介護保険のサービス給付費、あるいは低所得者利用者負担対策など、各種の事業を展開しております。平成20年度で104億円ということとなっております。

続きまして、52ページ、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるように、地域ケアシステムを整備しようということで、平成20年度に取り組み、研修会を実施しまして、平成20年度で328名が研修に参加されました。

また、その表の地域包括支援センター支援事業では、高齢者の各種の相談、支援を行う地域包括支援センターを整備しようというものでございますけれども、研修の受講者、平成20年度では90名となっております。

次に53ページ、在宅福祉の充実の高齢者虐待防止事業でございます。

これは普及啓発や専門職の育成などを行っておりますけれども、セミナー参加者、研修の受講者、さらに平成20年度322名となっております。

また、認知症対策でございます。認知症対策につきましては、かかりつけ医の研修、さらには身近なところでの相談など、認知症サポーターの育成などに取り組んでおるところでございますが、生活指標としましては、認知症サポーター、キャラバンメイトの育成、養成を行いまして、平成20年度では1,563名の方を養成しております。

続きまして、54ページ、高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進としまして、長寿社会推進事業実施しております。まほろばシニアリーダーカレッジやシニアグループリーダー人材情報バンクなど、各種の事業を展開しております。

次に、55ページ、老人福祉施設の整備運営でございます。

特別養護老人ホームにつきましては、平成20年度は、記載のと通りの3施設を整備しておるところです。

最後、64ページ、生活保護に関する参考資料でございます。平成20年度で被保護世帯人員が1万1,200世帯、人で見ますと、1万6,451名ということで、近年の経済状況の悪化、情勢の変化等もありまして、着実に増嵩しているということです。

説明は以上です。

○**国中委員長** どうもありがとうございました。

続いて、速見こども家庭局長から説明をお願いします。

○**速見こども家庭局長** それでは、福祉部こども家庭局の決算状況について、ご説明をいたします。

「平成20年度奈良県歳入歳出決算報告書」の5ページ、平成20年度の歳出のうち、福祉部こども家庭局に係りますものといたしましては、第4款、福祉費の第4項、こども家庭費で、繰越額が855万円でございます。これは放課後児童クラブ、いわゆる学童保育と呼ばれているものでございますが、放課後児童クラブ等の機能強化事業におきまして、国の二次補正、これは県の方では2月補正でお願いをした予算でございますが、国の二次補正に対応したことにより、所要の事業期間を確保するために繰り越しをいたしましたものでございます。

次の不用額でございます。不用額1億7,046万5,000円余でございますが、これは児童扶養手当給付費におきまして、対象児童数の減により約5,935万5,000円、それと児童保護措置費が、措置医療費の減によりまして、約1,740万2,000円不用となったことから生じたものでございます。

18ページ、奈良県母子寡婦福祉資金貸付金歳入歳出決算でございます。

歳入について予算現額と収入済み額との比較の欄でございます。△の3,671万5,000円でございますが、これは歳入が増加したことを示しておりますが、その主な理由

といたしましては、平成19年度の貸し付けが予想より少なかったために繰越金が増加をいたしまして、それによる歳入、予算現額と収入済み額との額でございます。

19ページ歳入の同じく、予算現額と支出済み額の比較の欄でございます。1,438万6,000円余でございますが、これは予算上、見込んでおりました借受人より実際の借受人が少なかったということによって発生したものでございます。

続きまして、平成20年度の主要施策の成果についてご説明をいたします。

「平成20年度主要施策の成果に関する報告書」の56ページ、福祉の充実、子育て支援の充実の欄でございます。

一つ目の仕事と子育ての両立支援といたしまして、昼間、保護者のいない家庭の児童の健全育成を図るために、年々利用者が増加をいたしており、放課後児童クラブを運営していただいております市町村に対して、放課後児童健全育成事業費補助事業といたしまして、その運営費を補助、助成をいたしますとともに、放課後児童クラブ施設整備補助事業によりまして、4カ所の施設整備に助成を行ったところでございます。

なお、奈良市を含みます放課後児童クラブの数は平成20年度で204カ所となっております。

57ページ、3、児童虐待対策でございます。

児童虐待防止支援事業により、中央こども家庭相談センターを中心にいたしまして、年々増加する児童虐待相談に対応する体制を強化をいたしますとともに、児童虐待防止ネットワークの推進を図るなど、虐待防止対策の充実に努めております。

児童虐待相談件数でございますが、平成20年度で605件となっております。

次に少子化対策の推進、これは次世代育成支援対策推進事業によりまして、奈良結婚・子育て応援団事業、なら子育て支援の輪づくり事業、家族っていいね！ならスペシャルファミリーデー事業などを実施をいたしました。

また、結婚と子育てを応援していただいております企業、NPOでございますが、平成20年度で813カ所となっております。

58ページ、少子化実態調査事業で、少子化関連施策の企画、事業の立案の基礎資料とするために、県民の結婚、出産、子育てに関する実情や背景について調査を実施いたしました。

59ページ、仕事と子育ての両立支援で、保育所運営費の負担のほか、多様な保育ニーズに対応するために、保育サービスの充実を図る記載の事業に対して助成を行っております。

す。それぞれの成果指標につきましては、記載のとおりでございます。

60ページ、地域における子育てサポートの充実で、地域子育て支援拠点事業費補助といたしまして、子育て親子の交流の促進、子育てに関する相談を行います42カ所の地域子育て支援拠点に対しまして助成を行いました。

次に、母子家庭等に対する助成及び自立支援で、母子家庭に対する助成及び自立支援でございますが、母子家庭の母等の就業を促進するため、増加する就業相談への対応、講習会の開催など、就業支援サービスを提供する母子家庭等就業自立支援センターの運営をいたしました。

61ページ、精華学院の整備でございますが、前年度に実施をいたしました地すべり対策工事の安全確認を行いますとともに、本館建て替えの基本設計並びに実施設計を行ったものでございます。

女性相談保護対策等の充実でございます。これは急増するDV相談に対応するために、女性相談対策事業としまして、女性の一時保護及び生活指導を行いますとともに、DVをはじめとした要援護家庭支援のため、DV被害者支援員を設置いたしまして、DV被害者の自立支援を行ったものでございます。

中央こども家庭センターにおけます女性の一時保護件数は平成20年度97件、また、DV相談件数は1,009件となっております。

次に、198ページ、奈良県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計で、母子福祉資金の貸し付けといたしまして、修学資金、技能習得資金など236件、1億2,072万7,000円の貸し付けを行いました。

また、寡婦福祉資金の貸し付けでございますが、これは修学資金で5件、金額で303万6,000円の貸し付けを行っております。

以上が、こども家庭局所管の主要施策の成果でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**国中委員長** どうもありがとうございました。

続きまして、宮谷くらし創造部長兼景観・環境局長より説明をお願いいたします。

○**宮谷くらし創造部長兼景観・環境局長** それでは、くらし創造部、景観・環境局に係る平成20年度歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

「平成20年度歳入歳出決算報告書」の5ページの第4款、未収費の中の第5項の青少年対策費、それから、6ページの第6款、くらし創造費の中の第1項、協働推進費から第7項の風致景観費までと、それから、7ページから8ページの第12款、教育費、それから、第6項、保健体育費の一部でございます。

このうち、第4款、福祉費、第6項の青少年対策費につきましては、本年4月の組織改正により、福祉部から移管されたものでございまして、それから、12ページの保健体育費の一部につきましては、教育委員会から当部局に移管になったものでございます。

それぞれ予算現額、支出済額は記載のとおりでございます。

6ページ、くらし創造費における翌年度繰越額の4億9,193万6,000円の概要でございますが、第2項、生涯学習スポーツ振興費の9,500万円につきましては、サッカー場整備事業補助でございまして、国の補正を受けまして、平成20年度2月補正予算に計上させていただいた事業でございます。現在、志貴高校跡地におきまして、整備中でありまして、平成22年3月の竣工予定となっております。

第3項の榎原公苑費の3億8,883万6,000円につきましても、国補正による平成20年度2月補正予算に計上しまして、榎原公苑陸上競技場整備事業3億5,500万円及び榎原公苑体育館の空調などの整備190万円でございます。陸上競技場は、平成22年3月の完了予定でございます。なお、体育館の空調設備は終わっております。

そのほかに、明日香庭球場施設整備事業といたしまして、人工芝工事に当たりまして、工事用車両進入路工事が必要となったことなどにより、3,190万6,000円の繰り越しとなったものでございます。この事業につきましても、5月には完了しております。

第7項の風致景観費の810万円につきましては、国定公園等施設整備事業における登山道整備工事が地元調整に日時を要したため、繰り越しとなったものでございまして、この事業も5月には終わっております。

続いて、くらし創造費の不用額2億9,900万円余でございますが、主なものとしましては、職員の退職や異動による職員給与や共済費などの人件費の減で8,000万円でございます。そのほかには、第2項、生涯学習スポーツ振興費の県営プール施設撤去事業における入札残等による工事請負委託料の減で1,900万円、それから、第5項の人件施策費の隣保館運営等事業費補助におきまして、市町村の隣保館運営に係る人件費、それから、運営経費、休日開館や共催開催等を行う事業費の補助につきまして、市町村事業費の見込みの減に伴う補助金の減でございまして2,000万円、それから、第6項、環境管

理費の指定有害廃棄物除去支援事業におきまして、市町村からの申請が予算の時の見込みより少なかったことに伴う扶助費の減で2,000万円ございます。

それから、浄化槽設置整備補助事業におきまして、市町村が浄化槽設置者に対し、経費の補助を行う際に、市町村にその補助金額の一部を助成するに当たりまして、市町村事業の予算時の見込みからの減に伴う補助金額の減で1,800万円などがございます。

以上で、歳入歳出決算報告書についての説明でございます。

続きまして、主要施策の成果についてご説明申し上げます。

「主要施策の成果に関する報告書」の62ページ、事業は、福祉費となっておりますが、この4月の組織改編により福祉部よりくらし創造部青少年・生涯学習課へ機関がえとなっておりますので、こちらから説明いたします。

まず、教育力の充実につきまして、青少年健全育成活動の促進では、十津川村、下北山村でさまざまな交流を行うユースボランティア育成事業を実施いたしましたところであり、ユースの風フェスティバルには、214名の参加がございました。

63ページ、国際交流の促進として、アジア・チャレンジ・プロジェクト事業では、18名の青少年をタイ王国に派遣しました。異文化の理解、協調性や自立性をはぐくむ事業を行いました。

青少年の社会的自立の支援といたしまして、青少年社会的自立支援事業では、「ニートを語る集い」の開催をはじめ、自立支援のためのグループカウンセリングを実施いたしました。

86ページ、平城遷都1300年祭等、国営公園化を契機とした観光振興、観光客の受け入れ環境の整備につきましては、もてなしの心推進事業として、県民会議の運営のほか、モデル地区の認定を17地区で実施するとともに、表記の事業を実施しまして、もてなしの心あふれる地域づくりを推進いたしました。

次の協働の推進及び市町村の支援につきましては、ボランティア、NPO活動への参加の促進を図るため、ボランティア、NPO活性化事業として、活動のきっかけをつくるボランティア体験キャンペーンを実施いたしました。

また、親切・美化県民運動推進事業としまして、毎年9月をクリーンアップキャンペーン月間として、啓発活動を展開しておりますが、昨年9月7日には、県内20コースで約1万7,000人の方の参加により、県内一斉の美化活動を実施いたしました。

NPO等団体活動の支援につきましては、地域の課題やニーズに主体的に対応するNP

〇などが自主的、自発的に実施する地域貢献活動への支援を目的とし、新たに地域貢献活動助成事業を実施いたしました。25件の申請の中から17件を採択し、助成を行いました。

多様な協働による地域づくりへの支援につきましては、県とNPOとが協働し実施することで、より高い効果が期待できるものについて、県とNPOとの協働事業提案を募集いたしました。これには17事業の提案がありましたが、8提案を採択し、平成21年度に実施しております。また、事業の評価を目的に公開の振り返り報告会というものを開催しまして、第三者評価を行いました。

さらに、NPOなどと行政職員が諸課題に関して知り合い、意見交換を行う場として新たにNPOなど等と行政の交流セミナー事業を県内4カ所で開催いたしました。セミナーへの参加者はNPO団体、市町村、県職員をはじめ169人でございます。加えて、これも昨年新たに協働推進円滑会議設置事業として、多様な主体が最適な役割分担や協働推進の具体策についての意見交換を通して、相互理解を促進する場を設置しまして、平成20年度は6回開催いたしました。

88ページ、奈良県スポーツ振興計画改定事業でございまして、県民の健康づくりや高齢者、障害者スポーツの振興、スポーツ施設の整備活用についての内容を盛り込む改正に取り組みました。

教育力の充実でございますが、生涯学習の推進として、生涯教育推進事業におきまして、県民への生涯学習情報の提供として、「まなび奈良」を発行いたしました。

野外活動センター事業の充実につきましては、自然体験研修事業として、家族参加型事業やリーダー育成事業を実施し、参加者からご好評をいただいております。

89ページの健康として、明日香庭球場施設整備事業で、全国高等学校総合体育大会開催に向け、人工芝コート改修などの施設整備を行いました。

それから、陸上競技場整備事業として、橿原公苑陸上競技場の第1種公認の更新と、機能向上のための整備に係る設計などを行いました。

循環型社会・景観・人権のうちで、男女がとともに参画する社会づくりにつきましては、平成18年3月に策定いたしました県男女共同参画計画に基づき、男女共同参画県民会議の運営や、「男も家事（おもかじ）いっぱい推進」事業として、子育て世代の男性を対象とした啓発イベントの開催、女性に対する暴力防止対策事業として、県民への意識啓発のフォーラムの開催など、種々の事業を行いました。

90 ページ、女性能力開発と男女共同参画の推進につきまして、女性センターにおきまして、女性のチャレンジ支援のため、講座セミナーの実施やイベントを行ったほか、女性のための相談窓口、それから、男性のための電話相談窓口を設置し、人間関係や仕事上の悩み、家族、夫婦や心に関する相談など、多様で複雑化する相談に応じました。

91 ページの循環型社会景観人権の人権施策の推進につきましては、人権に関する県民意識調査として、人権を尊重した社会づくりのための施策を推進するに当たって、人権問題に対する県民意識について現状を把握し、今後の人権施策に取り組む上での基礎資料とするため、満20歳以上の男女3,000人を対象に実施いたしました。

ラッピングバスの運行事業としましては、人権尊重を呼びかける標語、イラストをデザインした路線バスを3路線で運行し、視覚的な面から人権意識の高揚を図りました。

それから、奈良ヒューマンフェスティバル開催事業といたしましては、県民に楽しみながらさまざまな人権に身近にふれていただく機会を提供するため、国、県、市町村が連携して、記念講演会や啓発パネル展などによるイベントを開催いたしました。

平成20年度は、香芝市で開催いたしまして、当日は約4,000人の方に参加いただいております。

92 ページ、人権相談支援事業では、人権に関する相談支援体制の充実強化を図るため、奈良人権相談ネットワークを88の機関で構成し、相談支援フォーラムと相談員研修会を開催するとともに、相談員の資質向上のための講座を15講座開催いたしました。

循環型社会・景観・人権の温暖化防止などの総合的な環境施策の推進につきましては、環境にやさしい県民行動推進事業として、平成15年度から県民にわかりやすい環境情報を提供するため、環境情報データベース「エコなら」の運営を行っております。なお、平成20年度のアクセス件数は24万5,000件ございました。

また、地球温暖化防止県民運動事業では、ストップ温暖化県民会議におきまして、各家庭や事業所に向けたアンケート調査を実施いたしました。県民、事業者、関係団体、NPOなど地球環境問題への取り組みを進めるべく、アクションプランの普及などを行ってまいりました。

それから、CO2排出量削減を進めるため、CO2削減アドバイザーを県内の11事業所へ派遣いたしました。さらに、実車を使用したエコドライブ講習会を8社で行いまして、13名の参加を得て実施いたしました。

また、市町村環境イベントへの出展など、運動の展開を図ってまいりました。

環境保全対策の推進につきましては、大気汚染防止対策事業といたしまして、大気汚染防止法に基づき、常時監視局11局での測定を実施いたしました。平成20年度は光化学オキシダントを除いて、すべての監視項目で環境基準は守られておりました。

94ページ、ダイオキシン類常時監視等対策事業といたしまして、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、土壌等、環境中のダイオキシン濃度測定を実施し、平成20年度は調査を実施した33地点全地点で環境基準を下回っておりました。

リフレッシュ大和川交流事業といたしまして、飛鳥川、竜田川、葛城川の流域の市町村がそれぞれ生活排水対策推進会議を設置し、住民とともに実施する生活排水対策事業に対して補助を行いました。

それから、大和川の水質改善に向けて2月に水質改善強化月間キャンペーンを実施いたしました。その結果、大和川水系の水質環境基準達成率は平成20年度で52%となっております。

産業廃棄物の活用についてでございますが、排出抑制、減量化の推進として、事業者、団体へのゼロミッションセミナーの開催、それから、民間事業者が実施する減量化などの研究開発事業への補助、それから、環境カウンセラーの派遣、排出事業者、処理業者に対する研修会を実施いたしました。

95ページ、適正処理の推進として、「不法投棄ゼロ作戦」推進大会への開催や、マスメディアを通じた広報活動といった啓発活動とともに、環境廃棄物監視センターにおける監視パトロールの充実に加え、県警ヘリコプターによる上空からの監視などを実施いたしました。

それから、奈良県産業廃棄物減量化等推進基金につきましては、産業廃棄物税の税収を産業廃棄物の排出抑制、減量化、適正化の推進に関する施策を継続的に安定して実施するため、一たん基金に積み立てるものでございまして、平成20年度は税収運用益から徴税費を差し引いた1億6,524万円を積み立ていたしました。

4番の廃棄物の減量化、資源化及び適性処理の推進につきましては、次の96ページの産業廃棄物監視センター事業におきまして、産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、県内全域を対象に産業廃棄物処理施設不法投棄現場などの監視パトロールを早朝、夜間、休日を含め実施しまして、不適正事案の未然防止、早期発見、早期対応に努めました。産業廃棄物センターが指導した適正事案件数は、平成20年度は113件でございました。

続きまして、循環型社会・景観・人権のうち、景観計画、景観条例、既存規制誘導制度

の活用では、屋外広告物指導取締事業として、市町村や関係機関、団体と連携して、幹線沿道などにおける集中的な違反広告物対策に取り組むとともに、屋外広告物の普及、啓発を実施いたしました。

それから、美しく風格のある奈良の景観づくりを推進するため、景観づくり推進事業として、景観条例の制定や景観計画及び建築物の色彩基準の策定等に取り組むとともに、新たな制度の周知のための手法を作成いたしました。

97ページの歴史的風土保存地の買収整備につきましては、歴史的風土保存買収事業で、特別保存地区内の土地71件、12万8,791平方メートルを買い入れました。それから、歴史的風土保存買収地整備事業では、奈良市春日山地区の立ち入り防止さくほか、次の整備を行いました。

98ページ、3番の希少野生動植物保護の推進として、本県における希少な野生動植物を保護する上で、特に重要とされた保護制度である条例、奈良県希少野生動植物の保護に関する条例を制定いたしました。自然公園の整備ですが、国定公園施設整備事業として、公園利用者の利便性のために、金剛生駒紀泉国定公園、それから、大和青垣国定公園、室生赤目青山国定公園の3公園におきまして、歩道整備及び植生保全施設の整備を行いました。

それから、県立自然公園整備施設事業として、県立矢田自然公園の矢田山遊びの森における水道整備や国立公園環境整備事業として、吉野熊野国立公園の吉野山地域及び大台ヶ原地域における既設の公園施設の倉庫の撤去などを行いました。

185ページの事業はこの4月の組織改変により、教育委員会からくらし創造部スポーツ振興課へ所管がえとなったものでございます。

まず、2009近畿まほろば総体の開催準備につきまして、奈良総体のための競技力向上プラン21ですが、2009近畿まほろば総体に向け、強化指定校等を決定し、県内高校運動部の強化事業を行いました。

教育力の充実ににつきまして、こども駅伝大会開催事業としまして、第4回市町村対抗こども駅伝大会を馬見丘陵公園において35市町村、35チームの参加により開催いたしました。

健康のスポーツ大会の開催及び参加につきましては、滋賀県で開催されました第21回全国スポーツ・レクリエーション祭へのグラウンドゴルフのほか17種目、170名を派遣したほか、186ページになります奈良スポーツフェスティバル21の開催として、総

合開会式、それから、第59回奈良県民体育大会、第17回奈良県スポーツ・レクリエーション祭を記載のとおり開会いたしました。さらに、国民体育大会に参加として、夏、秋、冬あわせて366名を派遣いたしました。

それから、競技力向上対策の推進につきましては、奈良スポーツパワーアップ事業として、ジュニア選手の育成強化、国際レベルのトップアスリートの強化事業等を記載のとおり実施いたしました。

くらし創造部、景観・環境局の実績報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

○国中委員長 ただいま福祉部、こども家庭局、くらし創造部、景観・環境局からそれぞれご説明をいただきました。ただいまの説明、またはその他の事項も含めまして、質疑があればご発言を願います。

委員の皆さんにお願いがありますが、質問は一括質問していただきたいと思います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質問に対しては、明確かつ簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

それではご発言をお願いいたします。

○中野（明）委員 1点だけ質問させていただきます。

要介護認定制度についてですけれども、本来、要介護認定というのは、介護を必要とするその状態を正確に把握して、その人にとって最もふさわしいサービスの内容と量を判断するために行うというものであるわけですが、この4月から新しい要介護認定が始まりましたけれども、状態は変わらないのに非該当者や軽度者の割合がふえてきたと聞いております。介護が必要な人が必要なサービスを受けられないということで、いろんな国民の皆さんから意見とかいろいろ出されまして、国はこういう介護認定の矛盾を突かれて、既に介護を受けておられる方については、経過的な措置として今までと同じ認定を望めば、それを受けられるようにしますということで、今日まできたわけなのです。

今回、10月から要介護認定制度が見直されたということでもありますけれども、どのように変更されてきたのか、お聞きしたいと思います。

○増田長寿社会課長 要介護認定制度の中で、特に10月からどのように変更されたのかということもございますけれども、要介護認定に係ります訪問調査とか、審査判定に当た

りましては、公平性と客観性の観点から全国一律の基準が国によって設けられているところでございます。

本年4月には、調査項目数を82項目から74項目に再編をいたしまして、調査項目の定義あるいは選択肢の基準が見直されました。その結果、委員お述べのとおり、従来より要介護度が軽度に判定され、これまで受けていたサービスが受けられないのではないかとという利用者からの声も受けまして、国におかれては要介護認定の見直しに係る検証検討会を設置され、制度見直しの影響について検証を実施されました。その結果、麻痺でありますとか、拘縮といった特定の調査項目については、認定調査あるいは介護認定審査会において、理解しやすいものではなかった可能性があったということで、その結果、中・重度の割合、重度者の割合に大きな変化はないものの、非該当者及び軽度者の割合が増加したことなどから、調査項目に係る提示や選択肢の基準について、再度の見直しが行うこととされました。

ちなみに、非該当者のその軽度に変更されたということですが、周知で申し上げますと、昨年4月、5月の判定の中で、全体の非該当者が全体の3.4%であったものが、ことしの4月、5月の判定は7.5%ということで、比較いたしますと4.1ポイント、非該当者の方がふえているという結果がございます。これは、一次判定結果ということで、サンプリングでされたものでございます。

そういう再度の見直しを行われたということで、この10月の見直しは74の調査項目のうち、麻痺、拘縮など全部で43の項目について修正され、同時に見直し後の提示等を用いたシミュレーションも実施されました。その結果、非該当者及び軽度者の割合は、4月改正以前の状態に戻るような検証が得られたということでデータを申し上げますと、10月の見直しとしてシミュレーションをされた結果でございますが、同じ一次判定結果の中で非該当者の割合が3.9%ということで、昨年4月、5月の判定、先ほど申しました3.4%、ほぼ同じぐらいのところに戻ったというシミュレーション結果でございます。

県といたしましては、この見直しが市町村における訪問調査でありますとか、認定審査において適切に運用されますよう国が実施する検証会、それに加えて、県といたしましても、県下の認定調査委員、あるいは介護認定審査会委員を対象とした研修会を実施いたしまして、あわせて、市町村においても、研修等を行っていただくよう依頼をしております。

引き続き、市町村とも連携をして、見直し後の要介護認定制度が適正に運用されるよう

進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中野（明）委員 この要介護認定については認定によって受けられるサービスが決まっていってしまうということで、大変重要なことになってくるのです。当初、保険があって介護なしということで、多くの皆さん方から不安の声や怒りの声が、寄せられていたわけですが、今回これをやっていく中で、どのような認定結果になっていくのかということ、引き続き、検討を進めていただきたいし、また、どこかの段階でそういうデータも明らかにしてもらいたいと思います。やはり要介護状態にある高齢者の皆さんが、安心して必要な介護サービスを利用できる認定制度にしていくということが一番大事だと思いますので、県としても、このことを強く国にも求めていただきたいし、ここを十分配慮して、本当に必要な人に必要な介護サービスが受けられるように施設整備も含めてやっていただきたいと強く要望して終わっておきたいと思います。

○今井委員 後期高齢者医療でお尋ねをしたいと思います。

去年の4月に後期高齢者医療が始まりましたが、年金の天引きで保険料を支払う以外の人ということは、月に1万5,000円以下の年金は直接納めるということになっておりますけれども、以前の制度でしたら、1年以上の滞納であっても、保険証を取り上げてはいけないことになっておりました。今回のこの後期高齢者医療は、保険証の取り上げということが決められているわけですが、奈良県でこの後期高齢者医療の滞納の状態と、実際、その保険証の取り上げの問題では、どのような対応になっているのか、その点の実態を聞かせていただきたいと思います。

それから、国民保険の問題ですけれども、一般質問で新型インフルエンザの対策として、国民保険の資格証や窓口の留め置きを檀原市ではみんな送って、新型インフルエンザ対策としてやっているということを紹介させていただき、県でもそうした人たちにも、渡してほしいというお話をさせていただきましたときに、県の考えとしては、窓口に行けば渡すというお答えをいただきました。しかし、いろいろ話を聞かれますので、窓口に行けばもらえるということを言いますと、それでは間に合わない、夜間の場合だとか、交通機関がなかなかないなどの場合があります、なかなか間に合わないということ聞いております。

この国民保険の関係ですと、平成21年4月30日現在で、資格証明書が1,277世帯、それから、保険者の窓口保管が8,713世帯ということで、9,990世帯、大体1世帯当たり1.92人ということですので、2万人ぐらいの人が手元に保険証がないという状態が起きております。この点では、窓口で渡すというのではなくて、やはりきちっと届けていくようにするべきではないかと思っておりますが、この点で県はどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

福祉のまちづくり条例で、以前、公共的な例えば、病院だとか銀行だとか、それから、店舗だとか、人が集まるような場所をバリアフリー化をするのに、この福祉のまちづくり条例に基づいての制度で助成が受けられていたというのがございました。ところが、途中から鉄道の駅の周辺に特化されてきて、駅のエレベーター、エスカレーターの設置とか、その周辺のところしか、この制度が使えないとなっておりますけれども、もっとこれを幅広く、拡充するべきではないかと思っておりますが、この点で県の考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、人権啓発の関係で、4億円ほどのお金が予算化されているわけですが、これの最終的な目的、どのように考えているのか、差別がなくなるというのは一体どういう状態をもって、この事業をしようとしているのかということ、そのあたりの点で県の考えをお尋ねしたいと思います。

それとこの間、荒井知事が本会議で光明プロジェクトということをおっしゃられたのですが、来年、光明皇后生誕1250年ということで、県としてもいろいろ思い切ったことを考えていると言われておりますが、その思い切ったことというのはどんなことなのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思っております。

○榎原保険福祉課長 今井委員から後期高齢者医療制度、それから、国民健康保険における短期被保険証の発行についてのご質問でございます。

まず、昨年度から始まりました後期高齢者医療制度のことですけれども、保険料の収納率が普通徴収で97.2%、それから、全体では98.96%ということで、いずれも全国よりも収納率が上回っておるということでございます。

一方、平成20年度の保険料の総額の半分以上が滞納となっている方のうち、納付相談等でも保険料の納付の意思を具体的にお示しただけなかった方につきまして、ことしの8月の被保険者証切りかえの際に、6カ月を基本とした短期被保険者証を発行しており、

その数は、10月1日現在で545人でございます。

資格証明書の発行につきましては、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない者に限って適用するといった通知が厚生労働省から来ておりまして、これを踏まえて、ことしの8月1日から本県の広域連合におきましても、その取り扱い要綱を制定いたしました。それによりますと、国民健康保険と同様に災害等の特別な事情がある方のほかに、保険料の均等割、所得割が軽減される所得の低い被保険者、あるいは入院、あるいは継続的な通院が必要で医療費を支払うことが困難と認められる方、そういう被保険者、それから、重度心身障害老人等医療費助成制度の対象者などにつきましては、資格証明書を発行しない。その対象外としており、その発行に当たりましては、広域連合の内部に審査会というものを設けておりまして、そこで二度、慎重な審議をした上で対応することになっております。

県といたしましても、後期高齢者に対して、被保険者資格証明書の発行が一律かつ機械的な運用にならないように、今後とも引き続き、指導してまいりたいと考えております。

国民健康保険に関しまして、インフルエンザに関連しての短期被保険者証の発行のことでございます。国民健康保険では一定期間、保険料が滞納されている場合には1カ月から6カ月といった短期被保険者証が交付されることになっております。国民健康保険を維持するためには、その財源となる保険料の確保というものが大切と考えております。

このため、滞納者との納付相談の機会を設けるという観点から、短期被保険者証が通常、市町村の窓口で保管しておるということになっております。

しかしながら、新型インフルエンザの流行拡大を防ぐということは、社会的課題であることから、万一、新型インフルエンザの感染の恐れがあるような緊急の場合には、市町村の窓口に行っていただければ、短期被保険者証の交付を受けることができる旨、国から通知がございましたので、市町村に既にそれで文書をもって周知を行っております。

また、先ごろ、市町村の担当者会議というものを開催いたしまして、再度、その内容につきまして、周知徹底を図ったところでございます。

それから、国民健康保険の保険料の徴収が厳しいのではないかというお尋ね、どういったことをやっているのかということでございますが、今申し上げました短期被保険者証というものを発行して、それを取りに来ていただくという機会をとらえて、どういった状況にあるのかという被保険者さん側の状況を十分お聞きした上で、場合によっては分割というような納付もできないかというようなご相談を申し上げておるといった状況と聞いておりま

す。

以上でございます。

○西岡福祉政策課長 バリアフリー化の施策についてということでございますけれども、県ではすべての人がみずからの意思で自由に行動し、安全で快適な生活ができる地域社会の実現を目指して、平成7年に奈良県住みよい福祉のまちづくり条例を制定しているところでございます。

その条例の中では、特に公共性の高い施設を特定施設と位置づけ、改築、新築等の際に届出をいただくことになっておりまして、市として建築物を中心に約3,000近い届出があるという現状でございます。

また、街中におきましては、多目的トイレや車いす使用者の方の駐車スペース等が多くみられるようになり、一定の成果等が感じられると思っております。

ただ、福祉部におきましては、委員お述べのように、平成8年から平成12年度までは広く啓発を行うというモデル的に、福祉整備を行う民間事業者に補助を行ってまいりましたが、平成13年度からは交通バリアフリー法の制定を踏まえまして、特に不特定多数の方が利用される駅のバリアフリー化を重点的に進めているところでございます。

現在、県内において1日の乗降客が5,000人以上ある駅は、42駅ありますが、既にエレベーター等で段差解消のできている駅は28駅、また、今年度9駅で準備を進めているところでございます。

そういった状況の中で、条例制定前に建設されていた既存建物のバリアフリー化の問題、それから、駐車スペースに代表されるようなマナーの問題、そういった課題もまだありますので、今後の方向性につきましては、奈良県住みよい福祉のまちづくり協議会におきまして広く意見交換し、ご意見をいただきながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○仲尾人権施策課長 差別をなくす取り組みということでございますが、人権が真に尊重される社会を実現するためには、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが不可欠であります。差別は個別具体的であり、同和問題や女性、子ども、障害者、外国人など個別課題ごとの施策展開なしに課題の解決はあり得ず、普遍的アプローチと個別のアプローチの双方相まった取り組みが必要と認識しております。

昨年度実施いたしました人権に関する県民意識調査結果から、総論としては人権は大切だと考える人が多くを占めております。また、人権イベント等の参加回数が多い人ほど、人権意識が高い傾向も見られます。これまでの人権教育啓発の成果が表れていると考えております。

一方で、個別具体的な設問の回答からは、いまだ差別意識の現存が見られます。このようなことから、今後も差別意識の改修に向けて、人権教育啓発推進法、県のあらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例、人権施策に関する基本計画に基づき、差別をしない、差別はいけないの切り口に終始するだけでなく、人権をだれもが幸せに生きる権利、だれからも侵されることのない基本的な権利としてとらえる啓発の推進に努めてまいりたいと思います。

それと、これも人権意識調査の結果で、人権侵害されたときの対応を尋ねておりますが、黙って我慢した人が多く、相談した人が非常に少ない状況でございますので、相談支援の充実にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○杉田福祉部長 知事が本会議で申し上げました光明プロジェクトの関係でございますけれども、申し上げた趣旨は恐らく二つあるのだらうと思います。一つは、県政の柱で今、産業の活性化と並んで暮らしの向上というのを二本柱に据えています。経済や雇用の情勢が厳しくなる中、暮らしの向上のためには、医療と並びまして、福祉というものも県政の重点事項として取り組む必要があるというお考えだと思います。

また、来年度、平城遷都1300年祭、これが光明皇后の第四期の1250年に当たっております。当時、飢饉や疫病が頻発して、相当厳しい状況の中で光明皇后のされたことは悲田施薬院、当時貴重であった薬を貧しい人に渡すと、あるいは行き場のない方を受け入れるといった日本の福祉の発祥の地のような位置づけであります。そういった原点に戻って、福祉ですので、慈悲の心、支え合いの心、そういった原点に戻る必要があるといった二つの意味で申し上げたのではないかと考えております。

方向性としては、一つはことしも障害者と高齢者の実態調査をしておりますけれども、奈良県の実情を見据えた上で、施策をやっていくと。ともすれば、国の制度に重きを置きがちなのですが、県の実態をしっかりと把握して施策を着実に展開していくとともに、福祉だけではなくて、医療ですとか、場合によったら教育、スポーツ、こういったものも健や

かな暮らしのためには重要ですので、そういったところを幅広く捉え直して、県民の視点から施策を講じていこうと。また、そのために、市町村任せではなくて、県もしっかり現場の情報を見据えた上で、どういうふうにするか、そういった観点から申し上げたのではないかと考えております。

○今井委員 後期高齢者医療制度では、今の新たな政権がこれを廃止をしようと言っておりますけれども、聞きましたら県で500件以上、短期保険証を発行しているということですが、本当に高齢者の方が安心して受けられるということで、こうした短期保険証は発行するべきではないと考えております。国の動向を見ながら、廃止のために取り組みをしていきたいと考えております。

この国民保険の関係で、窓口にということでしたけれども、実は国民保険のことで相談をいただきまして聞かせていただいた方の事例を紹介させていただきますが、大阪で鉄工所をされており、そして、足が悪くなりまして、仕事ができなくなって廃業したと。そして、奈良にやってきて、国民保険の支払いがなかなか困難だということで、分割納入をしていたようです。それについてはきっちり遅れずに払い続けていたのですが、その窓口に行きましたときに、もっと働く仕事ができないのかということや窓口で聞かれたりとか、お宅には貯金があるのではないかとということで、貯金まで調べられていたことがあったということです。

お姉さんが親の面倒を見ていたのを引き取った関係で、そのお母さんを世話するためのお金であるのに、そうしたことをされていたということで、本当に市町村の窓口が困ったことの相談に乗るといよりは、困った人にもっとお金を払えという取り立ての窓口で今、変わりつつあるという状況が実際にはあるのではないかと思います。これは王寺町でも、所有財産申告書というのがありまして、その中には、滞納の原因、それから収入、支出というようなことで、家族数とか、子どもの名前とか、事細かく暮らしのことを全部書かないといけないような状況が起こってきておりましたね、2万人ぐらいの人が手元に保険証がないという状態で、窓口にということですが、実際、インフルエンザとかになりましたときに、窓口に行くということで、本当に対応できるのかと考えておりますので、これについては、言っても、なかなか県でもこれ以上のことはないと思いますけれども、きちっと保険証は手元に渡していただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

バリアフリーの問題では、今後考えていただけるということですが、本当にこれからバリアフリーというのが切実な問題になってくると思いますので、こうした点を考えていただくようお願いします。

それから、人権啓発、基本的な人権をということでは、そのことはもちろんすごく大事なことであります。ただ、差別をする側とか、される側とか、そこだけに特化をされたやり方ではだめだと思っておりますので、本当に一人ひとりの人権が確立されるという点が重要ではないかと思うのですが、この前、若い青年の話をお聞きしたら、16時間、17時間ぐらいの労働をされている人たちに残業時間のこととか、労働の最低賃金との話をしたら、労働って何ですか、最低賃金ってそれ何のことですかという、全く労働者としての基本的な権利も全くわからないような状態の若い青年の人たちが使い捨てみたいな形で働かされている現実があるわけで、そういう点から考えて、本当に基本的な人権の確立というさまざまなところの分野での啓発をもっと強めてやっていくべきではないかという意見を申し上げておきたいと思っております。

光明プロジェクトですが、ホームレスなどもまた今、急増しているという話が起きてきておまして、日本共産党の事務所にも私の家は田舎の方になりますけれどもとよくそういう相談がまいて、奈良市の山村議員のところにも、事務所にだれか来られたときに渡せるセットを用意している状況もあるわけです。

以前に、北欧に海外視察に行かせていただいたことがあるのですが、そのときに、福祉施設に行きますと、どこでもパンとかをだれでも行けば食べることができるという場所があったりとか、本当に飢えて死ぬということはないような社会になっていたのが非常に印象に残っております。

結婚の問題でも、例えば、市役所の庁舎で結婚式が挙げられるということもあつたりして、立ち会い人がいない人でもその市長さんとか議員さんが立ち会いをして、結婚式ができない人もできるようなことなどもあつたりします。そうしたことも考えていただきたいと思っておりますし、低額診療、または、無料診療というような制度などももっと幅広く広げていただきまして、本当に困った人、奈良県に来られたら、何とか助けてもらえるというようなことをぜひ検討していただきたいと要望しておきたいと思っております。

○神田委員 まず、くらし創造部なんですけれども、くらし創造部って本当に範囲が広くて迷いますけれども、これ一つあれば、行政のほとんどを賄えるのではと思うぐらい、範

囲の広いところでございます。中身を見ますと、これはもう絶対土木部だと思うような入札のこともあるし、大変だなと思っております。

男女共同参画社会の中で、奈良県も特に少子化の原因の一つとしては、お父さんに子育てを手伝ってもらえないか、共同というか、そんなことが上げられています。お父さんがそういう子育てやそういう育児、家事になかなか参加できないというのが理由だと聞いておりますけれども、社会全体でそういうことがどうなのかなと。

県職員の中で育児休業をどれくらい取られているのか。何でも県職員が、お手本を示すということで、まずは職員の皆さんからそういうことをされてはどうかという思いがしますので、その辺、教えていただきたいと思います。

それから、協働推進課というのがありますけれども、いろいろと地域おこしとかに頑張っているというのを地域へ出向いたときに聞いております。頑張っているのだと思うのですが、そんな中で、NPOから提案があつてというのが、87ページにありましたが、どういうものを取り上げ、中身はどういうものなのかということをお教えください。

それから、景観・環境局、ちょっと前に景観のワースト10か何か出たと思うのですが、それを調べた結果が出て、あとどうされたのかということをお伺いします。

そして、介護では要介護認定が厳しくなった、さっき中野明美委員の質問にもありましたが、これで随分給付金が減少になったという、実際のところ、どうなのかということをお教えください。

そして、一般質問にもありましたけれども、介護職員の処遇改善の件、これはもう皆さんが要望しておられるように、恒久的にということはありませんけれども、今の時点でこの申請、申し込みがどんなものだったのかということと、これは毎月申し込みができるということをお聞いていました。その辺で、県としては各事業者に、申し込むように進めていけるのか。そして、その申し込みが少なかった理由は何なのかなというところをお願いいたします。

○加藤男女共同参画課長 男性の県職員の育児休業の取得ということだと思っておりますが、それにつきましては、人事課等が答えるということかもしれませんが、とりあえず、男女共同参画の元気プランの目標値の中でも、基本目標として男女が意欲と能力に応じて生き生きと働ける環境づくりとか、また、男女がともに支え合うライフスタイルの実現という

ことを目標に、目標値を設定して取り組みを進めております。

それで、男性の県職員の育児休業の取得率ですけれども、平成20年度で0.4%という数字になっております。一般の民間の事業所における全国の平均では1.56%、また、奈良県では10人以上の事業所を対象にした調査では0.8%ということで、まだまだ、男性の育児休業は少ない状況になっております。「男も家事（おもかじ）いっぱい推進」事業を実施させていただいて、また、きょう出席しておられる少子化対策室等がパパの子育て支援ということで事業を実施しているということだと思います。

以上です。

○森川協働推進課長　ご質問いただきました協働の事業として具体的にどのような事業がありますかというお話だと思います。県とNPOとの協働提案事業という制度が一つございまして、これは平成16年から展開されておりますが、平成20年度で採択させていただいて、平成21年度に事業をさせていただいている例ということで挙げさせていただきたいと思うのですが、8事業ございます。数を全部言い出しますと、ちょっと多いのですが、例えば、協働推進課とNPOと一緒にやっている事例といたしまして、web版スマイルズという実際に、NPOがどんな活動をしているのかというのを、またNPOに取材させていただいて、どんな活動をしているのかというホームページを県のホームページ上で立ち上げてお見せし、みんなで共有していただくというような事業を1つやっています。

これは一つでございますし、ホテル関係です。今、自然環境の高まりの中でホテルを自然環境の一つのテーマとして、いろんなところでホテルを再生していきましようというような活動があります。ホテル環境の協働事業として、例えば、民族博物館でホテルを皆さんに見ていただきましよう、育成して見ていただきましようという事業が、これはNPOと県の民族博物館とで一緒にやりましようということも取り組まれておりますし、もう一つは、明日香村でこれもホテルをどうやって育成していったらいいだろうという、現場の実践とその育成の仕方を取りまとめていくというようなこのNPOと、くらし創造部の環境政策課が一緒になって検討して、事業を展開していただいているものもございます。

あと、今のような話もあれば、子どもの携帯電話の取り扱いが非常に問題になっている中で、それをどう取り扱っていったらいいのかというものを、情報セキュリティの総合研究所というようなNPOが講師として派遣していただいて、いろんな場で講演をしていただくような事業も展開されております。このほか、まだ、あと四つほどあるのですけれど

も、いろんな課題がある中で、県のスタッフと一緒に地域の課題に取り組んでいくという事業を各種やっていただいております。100万円程度の事業の中で、各部局の皆さんと一緒に取り組んでいただいているというところがございます。

○清水風致景観課長 委員お尋ねの件は、残したくない景観についてのご質問だと思います。そこで我々、景観につきましては、まず、県民の方々と我々行政がまず、一緒になりまして、ともに美しい景観といったものを守り育てていくということが重要と考えています。そこで、景観につきましては、広く県民の方々からよい景観、まほろば眺望スポットということでよい景観もあわせて、ご意見いただくということで募集いたしました。その結果、応募の結果の内容ですが、残したくない景観につきましては、どういうものが県民の方々が、悪い景観と思っておられるのかということを分析いたしました。

まず、一番多かったのが、周辺と不調和であったり、派手と感じる建物や工作物に関するものが40%ございました。言い忘れましたが、応募件数が総計112件ございました。そのうち、約40%が建物、工作物に関するものです。それから、管理が不十分な道路等の公共施設、こういったものが23%ございます。それと屋外広告物、これに関するものが約12%、それと電線、電柱、これが約10%ございました。分析した結果はこういうことです。

したがって、この結果を受けまして、まず、応募事例に関する景観を阻害する要因といったものが大体、類型化してわかってまいりましたので、これについて、庁内の関係各課でまずどこにどういう景観を阻害するものがあるのかといったことをまず情報共有するということがまず一つです。それから、景観を阻害する要因を踏まえまして、当然、各課におきまして、できるものについては改善策を検討していくと、これが重要だと思います。

具体的には、公共施設につきましては、景観に配慮が必要でしょうと。それから、違反しているような事案があれば、これについては是正していただく。それから、今の現行法では適法であるということですが、11月1日から景観法を施行して景観規制といったものも実施してまいりますが、新しい景観形成基準に不相当だというようなものにつきましては、例えば、建物については修景をお願いしていくとか、屋外広告物につきましては、規制区域を拡大するとか、基準の強化等も含めて検討をしていきたいと思っています。

以上です。

○増田長寿社会課長 要介護認定の見直しに伴います給付金の減少はどうかということと、いわゆる介護職員の処遇改善交付金についての申請状況及びその分析についてということとでございます。

要介護認定の見直しをこの4月にされ、数カ月たって、この10月にまた認定の基準が元に戻ったということとでございますけれども、これまで年度ごとの介護給付費というのは、これはもう確実に伸びてきておりますけれども、この4月以降の介護給付費について、今、手元に具体的に給付費がどうなったかというデータは持ち合わせておりません。経過措置がとられているということもでございますけれども、そのあたりは、調べてまたご報告をさせていただきたいと思っております。

それから、介護職員の処遇改善交付金の申請状況でございますけれども、10月14日、昨日現在の申請状況でございますが、事業所数で879事業所、これ対象事業所の約7割ということとでございます。ただ、中でも低いと思われますのは社会福祉法人を除きます非常勤、パート等の比率が高い小規模な営利法人、こういったところからの申請、これが約6割ということとでございます。

それと交付申請をなぜしないのかということとでございますけれども、一つは、事務手続が煩雑であるということ。それから、平成23年度末までの時限措置であって、交付金事業の期間終了後、見通しが立たないということ。それから、もともと介護職員以外の職員、例えば、生活相談員であったり、看護職員といった方に対する処遇改善が困難だと。制度的には含まれませんので、同じ事業所の中でそういった方がおいでになるときにアンバランスと言いますか、その辺の調整がなかなか困難であるということが挙げられております。

県といたしましては、今回の交付金が事業所に広く行き渡るように、非常勤、パートの方も含めて、すべての介護職員を対象とする趣旨であるということ、これはまず再度、改めて周知徹底をしてまいりたいということと、それから、先ほど処遇改善をするパターンというのですか、基本給以外の手当に充てるということも、当然これは可能でございます、一時金で時限的な対応で処遇改善を図るといった方法をわかりやすく説明をさせていただくということで、まだ申請をしていただいていない事業所の取り組みといったものを後押しをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○神田委員 どうもありがとうございました。

男の人の家事のお手伝いとかが進まない理由は何かと考えられるのかなど、分析してもらったら、自分で答えを言うのもおかしいですが、多分、男の人は育児休業をとって戻ったときに机がなかったと言ったら大げさですけど、そういうこともすごく懸念しているということを聞きますが、そんな点はどうなのか。何かほかに理由がわかれば教えてください。

それで、協働推進課の方、そんなに申し込みが多いのかという思いがします。結構認定するには厳しい審査もあるのかと今、思いましたけれども。何かうまいものづくりというようなNPOをつくられることはどうなのかと。

それと景観の方、調べたけれども、対応はしてないというか、今、分析中ですよ。そういうのを調査したら、後の対応とか、対策というのは結構じっと見ている人もありますので、それは何か一つでも対策どうしたというような改善を示してもらうように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、給付金の減少というのは1点、参考に教えてください。

処遇改善の件、そうなのです。同じ事業所の中でこの人は少しそういうのを与えられる、こっちはそういう給付金がないという、その辺のバランスをどうしたらいいかということをおオーナーとか、上の方はいろいろ心配するところで、申請していない原因かと思ひます。こういう使い方があるよという指導をしてもらったら、また、申請する人があると思うのです。きちっと国の言ったこの人だけしかできないということではないというのが往々にありますので、こういうような範囲で使えるとかいうのがあれば、親切に言ってあげてほしいと思ひます。

それと一つ、今井委員からも注意というかありましたけれども、私も聞いたのですが、この介護に携わっている人の中では、利用者の方でなかなか対応が難しいという人があるのです。これは病気がそうさせているのかという思ひもします。そんな中で、本当にノイローゼになりそうな方が県に相談に来られたら、それは受けた方が悪いというような返事があったと非常に嘆いておられました。相談を受けた人にすれば、そういう意味で言っていないのかもしれないですけども、すごく気持ちがナーバスになって、いろいろ苦勞している人にはそういう言葉が非常に突き刺さるということがあります。その辺は十分気をつけて指導してあげてほしいと思ひます。とり方によっては、何でそんなこと言えるのかなということがありますので、それだけは注意をしてほしいと思ひます。

○加藤男女共同参画課長 男性の育児休業の取得が進まない理由はということだったと思うのですが、取りやすい職場づくり、仲間、また、上司の意向というのに左右される部分が多くて、言い出しにくい職場環境があるのかと一つ思います。

また、育児休業中の給与の保障の部分も一つ問題だと思います。それで女性の方が年齢的にも若いですし、労働の賃金というようなことでしたら、単価が低いというようなことで、働き手である男性の取得が進まないという、この二つの理由が大きいところと考えております。

○森川協働推進課長 うまいものづくりに関してNPO法人をつくるようなことはどうだという話だと思います。

言いにくい話ですが、NPO法人というのは、市民の皆様方が自発的におつくりになれるものということで、私どもの方がつくるというものではないという思いはあります。その中で、実は食に関するNPOというのは結構ございます。例えば、つい最近、新聞報道にありましたけれども、鹿の肉をうまく食べるものを考えたらどうだとか、「なら食」研究会というのがございまして、10年ぐらいいろんな長い活動されているのですけれども、本までつくって、いろんな奈良の特産品をこんなふうにつくられている、あるいはこんな特産品があるということをご紹介されているNPOがございまして、それと、つい最近ですけれども、平成21年度の地域貢献活動助成事業という、この平成20年度から立ち上げた制度ですが、NPOに対する支援補助金制度があるのです。その中で、奈良食研究会という、これもボランティア団体で、NPO法人ではないのですけれども、そういう団体に地場の食産業を観光産業としてまわっていこうというツアーを企画をされているような事業がございまして、そういうものにことは助成を差上げたというような事例もございまして、結構、いろんなものができ上がりつつあります。ぜひ、委員の方もそういう話がありましたら応援をしてあげていただければと思っています。

以上でございます。

○神田委員 わかりました。どうもありがとうございました。

お父さん方のその「男も家事（おもかじ）」の分析ができているのだったら、ぜひ、それをうまく取り込んで、少しでも多くの方に育児休業を取ってもらえるように、そして、

少子化が少しでも解消されるように頑張ってもらいたいと思います。

NPO、私も一遍挑戦したいと思います。ありがとうございました。

○浅川委員 それでは、今の神田委員の質問に関連してくると思いますが、主に暮らし創造部、それから、景観・環境局にもお尋ねしたいと思います。

市街地幹線沿道等の無電柱化の取り組みについて、これが重点課題に関する評価の中でも、主に取り上げている項目でありまして、奈良県の弱みであるサービス水準の低いものだ、みずから認められているところでありますけれども。この辺の取り組みについてお尋ねしたいと思います。どういう状況になっているのか、お答えいただけませんか。

もう1点は、協働推進課です。2月定例県議会のときに、一般質問させていただいたこともあってお尋ねするわけですが、現状、自治体の厳しい財政状況とか、地域コミュニティの弱体化という中で、協働して地域社会の課題に立ち向かうということが非常に重要であります。そんな中、平成15年9月に策定されたボランティア、NPOとの協働ビジョンというものがございましたけれども、これを抜本的に見直すべきときが来ていますという質問をさせていただいて、今年度中に取り組みたいというお答えをいただいたわけがございます。協働推進円卓会議、ここで進められているその内容とか、その進捗状況についてお答えいただきたいと思います。

それと不用額の件でございます。杉田福祉部長の説明の中にもございましたので、大体わかったというか、正直言うと、あんまりわからないのですが、恐らく具体的に質問しにくいので、総括でやります。福祉部、それから暮らし創造部、その他関連局においても、いたし方ないのかなという感想を持っておりますけれども、それについては総括でいたしますので、お答えは結構でございます。

以上、2点についてお願いします。

○清水風致景観課長 市街地幹線沿道の無電柱化のご質問ということですが、電線類といったものが景観を阻害しております非常に大きな要因の一つだということで、重要な課題だということは我々も十分認識しているところです。

ただ、無電柱化に当たりましては、多額の経費といったものも要するというので、なかなか進んでいないというのが現状です。ちなみに、全国の市街地幹線道路の無電柱化率

は平均13%です。例えば、東京23区でありましたら42%というようなことで、奈良は2.4%ということで、最新の統計を持ち合わせていませんので、その前の統計でしたら、最下位だという報道も以前なされました。

そこで、県土木部で無電柱化の推進ということで事業に取り組んでおるところで、詳しい事業内容とかにつきましては、土木部でお聞きになっていただければと思うのですが、昭和61年度から電柱の地中化には取り組んでいるということで、これは国で無電柱化推進計画の骨子というものを5カ年の計画で昭和61年から定めています。それで現在は平成16年から平成20年度までの計画という5カ年計画で進んでおります。

それで、今度、平成21年から25年までの計画ということで今、策定中ということで、これを受けまして、奈良県におきましても、奈良県無電柱化推進計画ということで、今の計画案を策定していると聞いています。

無電柱化ということは非常に重要な課題ですので、これから県としても土木部等とも協力して無電柱化の推進に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○森川協働推進課長 浅川委員からのご質問の件は、2月議会でNPOとの協働の推進に関して、ビジョンの見直し後、知事答弁させていただいたその進捗状況ということでございます。

平成15年に出しました協働ビジョンにつきまして、セミナー作業等を進めさせていただいているところでございます。先ほどからいろいろ出ておる話にありますように、地域の課題というのは、最近是非常にたくさんふえてきている状況でございます。例えば、自主防災の問題でありますとか、防犯の話、教育並びに学校ボランティアでありますとか、先ほどから出ております福祉の問題でありますとか、そういう地域でいろいろな活動をしながらか、解決をしていただかなくてはいけないという時代になってきていると思っております。

もともとNPOとの協働ビジョンというのは、NPOのような市民活動をどんどん盛んにしましょうという趣旨でつくらせていただいたものではありますけれども、もっと自主的な効果を持たらす必要があるということで、多様なビジョンの見直しにつながるということで、見直し作業を始めているところでございまして、住民の皆様がみずから暮らしの向上、あるいは地域の活性化に主体的に取り組む社会づくりをしていただこうと、こういう目標を掲げましょうと。

あるいは、NPO、ボランティア団体だけではなくて、自治会などの地縁団体、あるいは企業とか、教育機関なども一緒になって取り組む、その協働の主体になっていただこうと、こういうものとして考えなくてはいけないのではないかと、こういうような議論がベースで、ビジョンの見直しの議論が進んでいます。

それをするためにも、基礎的な調査というものも並行してやらさせていただいておりますし、検討体制は委員も述べられましたように、奈良県協働推進円卓会議というものをベースで動かさせていただいております。実際、見直すために公募委員も含めまして、4名ほどの委員を新たに追加で入っていただき、充実を図り検討いただいております。

あと、その中でよく出ておりますお話といたしましては4点ほどございます。理念的なビジョンではなくて、実現化を図るような指針に下さいよと。あるいは、二つ目といたしまして、実効性のある実践手法も提示下さいと、抽象的な話ばかりして申しわけないのですが、そういう話です。

あるいは、県だけの指針ではなくて、これを市町村も使えるような協働の指針にしないとだめなのではないのというお話もございました。

もう一つは、もっとわかりやすく使いやすいようなビジュアルな手引書的なものにした方がいいのではないかとご指摘をかなり賜っているところでございます。

あと、もう一方、NPOの皆様方からよく出てくる話としては、企画・立案の段階から協働していろいろ取り組みをするようにもっと心がけるべきではないかというお話をいただいております。

現在、そういう中でいろいろな取りまとめ、やりとりをさせていただいているところでございます。県の取り組みの視点としても、活動を支援する基金の問題、拠点の問題、そういう問題もあると思っておりますし、実際、協働、どうしたらいいのかという問題も個々、具体的な話としてあるんだと思いますが、その辺の事例も含めて整理をしているところでございます。

今後、早急に素案を取りまとめさせていただきまして、議会や県民の皆さんにお示ししまして、年度内に協働指針の策定を目指したいと思っております。あわせて、協働することにより、明確な効果を挙げる具体的な取り組みを重点的に推進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○浅川委員 ありがとうございます。

無電柱化、非常に奈良県は遅れているということで、ぜひとも、土木部と力を合わせて、この取り組みを大いに進めていただきたいと思います。土木部では質問できませんけれども、また、我々議員もしっかりこの辺は見ていかないといけないと思っております。

それから、協働ビジョンのことですが、大変いい議論をしていただいているように思いました。ただ、私自身も経験上、大変難しいなと思うことは、その地域の例えば、自治会と地縁団体、それとボランティア、あるいはその他諸団体の同じ地域で同じ事業に取り組みながら、それぞれがばらばらにやっているというようなところがありまして。これが非常に何ていうのか、もう少しうまくできないのだろうかというような、そういう悩みも随分ありますし、そういう現象も多く出てくると思うのです。こういったことの何かうまい方法はないのかご議論いただいて、そういうのをまず解消できるようなこともひとつ考えていただければいいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○**大国委員** 2点質問させていただきたいと思えます。

平成20年度の事業の中で奈良県スポーツ振興計画を改定され、奈良運動スポーツ振興プランというものもいただいておりますが、そんな中で、先般、10月12日の新聞記事に体育の日にあわせて、文部科学省が、体力調査をされたと掲載されておりました。

今回の調査は1964年から毎年行われている調査で、今回は昨年5月から10月、6歳から79歳までの男女、約7万人を対象に実施されたということで、奈良県はどうだという話ではないのですが、その中に子どもの体力については、大変厳しい結果であったということが昨年の調査でありました。今回は子どもの体力は回復傾向だということにあわせて、「大人になっても体力なし」という大きな見出しがついてまして、非常に気になりましたもので質問させていただきたいと思えます。

今回の調査で何が言われているかと言いますと、子どもの時代にスポーツとか運動の経験のない方が大人になっても体力がないという数字が出てきております。例えば、男子の持久走でタイムが26秒から34秒遅くなってきているというような、詳しいデータはまた時間の都合上、省かさせていただきますけれども、この大人の体力が問題だというようなこともございますので、この点につきましてお尋ねしたいと思っております。

このスポーツ振興プランの中にも奈良県の現状と課題ということもまとめられておりますが、奈良県民の運動、スポーツに関する調査の結果で、82.3%の人は自分は運動不

足であると感じているということを調査結果で挙げられております。

加えて、週1回以上スポーツを実施している人は30.6%、平成15年の調査より約8ポイント下がって、全国平均の44%と比較しても低い水準となったという問題もあるということでございますので、生涯スポーツという観点からも、どのようなことに取り組みられようとしているのかについて、お尋ねしたいと思います。

もう1点は、気になる新聞記事でございますが、昨日の朝刊で、子育て支援というのは最重要課題だということで、これまでも取り組んでまいりましたし、これからも取り組まなければならないという立場でございます。その上で、昨日の新聞では、政権が変わって民主党を中心とした政権になっておりますけれども、長妻厚生労働大臣は13日の午後の記者会見で、いわゆる目玉の施策でございます子ども手当の財源について、現行の児童手当制度のように地方自治体や事業主にも負担を求める可能性を示唆をされました。また、その夕方の新聞に出ましたが、今度は一転、財源、自治体、企業についてもこの財源については全額国費で賄うのだというような会見をされております。加えて、きょうの朝の新聞を見ますと、原口総務大臣は全額国費負担を求めるということで、地方負担はあり得ないというコメントを述べられておまして、一方、藤井財務大臣は、地方負担を検討する考えだと、児童手当の財源配分が参考になるというような、何か地方にとってはどっちだというようなことで、新聞を見ててもどうなっているのと、きのう、神田委員もおっしゃいましたが、空港の問題も、何か二転三転しているような状況で、非常に混乱をされているのではないかと感じております。そこで、当初言われていた地方負担があり得るとするならば、現状の国3分の1、県3分の1、市町村3分の1というような按分の中で、現行制度の状況で民主党が示されている所得制限を設けずに中学生まで全員支給されるとするならば、本県でどれぐらいの負担が発生するのかということについてお尋ねしたいと思います。

○川畑スポーツ振興課長 大国委員の質問にお答えさせていただきます。

大人の体力が衰えているということで、その向上のための施策、どんなことを考えているのかというご質問であったかと思っております。ご承知のとおり、本年の6月、従来のスポーツ振興計画を改定いたしまして、奈良運動スポーツ振興プランを策定したところでございます。本プランにおきましては、だれもがいつでもどこでも運動、スポーツができる地域づくりを基本目標といたしまして、その基本目標を実現するために1回30分以上、週2

日以上の運動、スポーツ習慣を有する人の割合を40%以上とするということを数値目標として設定しているところでございます。

大人の体力の向上のための取り組みといたしましては、まず、ソフト面の施策といたしまして、現在、15の市町村に25の総合型の地域スポーツクラブというものが設立、あるいは準備中ということになってございます。総合型地域スポーツクラブにつきましては、地域の日常的なスポーツ活動の場といたしまして、子どもから大人まで、あるいは障害を持った方から高齢の方までを含めて、すべての住民が参加できるスポーツクラブということになってございます。

このスポーツクラブはだれでもが気軽に運動を行うきっかけづくりとなるものとも考えておきまして、県といたしましては、地域住民が主体となってクラブを設立する取り組みを支援してまいりたいと考えております。

それから、ハード面の施策といたしましては、地域住民の健康づくりや交流、コミュニケーションの場として身近な公共施設、あるいは公共空間の有効活用を図っていくことが必要だと考えております。このような場所におきまして、誰でもが気軽にストレッチをしたり、あるいは体のツボを刺激したり、筋肉を鍛えたりすることができる健康づくりを主な利用目的といたしました健康遊具といったものや、壁打ちボードの設置を検討してまいりまして、大人の体力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 俵 とも子 家庭課長 子ども手当の地方負担についてのご質問でございます。

子ども手当につきましては、中学卒業まで一人当たり2万6,000円を支給し、その財源につきましては、全額国費で負担とするという見解が示されてきたところでございますが、新聞報道につきましては、先ほど委員のご紹介のとおり、さまざまな報道がなされているところでございます。

現在、子ども手当につきましては、負担割合、支給方法等については、まだ、明確には示されていないところでございます。それで、委員お述べのように、現行の児童手当制度の支給方法、負担割合、所得制限を設けずに、中学生までの児童に2年目から全額ということでございますので、2万6,000円全額を支給した場合の試算でございます。その場合ですと、平成21年度の児童手当の県負担額は約26億4,600万円でございますが、約6倍強の164億円の県負担となるという試算でございます。

以上でございます。

○大国委員 1点目の大人の体力ということでございますが、なかなか運動する習慣のない方がいざ運動するのだと言っても、なかなかできないことでもありますので、最も身近な今、静かなブームと言われておりますウオーキング等の答弁もありましたけれども、そういったことも含めてやらなくてはならないとも考えておりますが、昨日、森川委員の質問にもございましたが、「歩く奈良」推進事業を文化観光局で示されております。いわゆるマイレージではなくて、観光とウオーキングを組み合わせた施策、もう一つは、健康増進課でウオーキングマイレージという施策をされております。抽せんで健康グッズをプレゼントしますという、ちょっとした仕掛けですけれども、何か各課でばらばらでやっておられるような気がしますので、せっかく観光資源もありますので、こういった観光とウオーキングというものをもう少し結びつけて、奈良に来られたら何か健康に気遣った県だなと、一歩先を行っている県かなというようなイメージを与えられるようなそういう施策ができないものかなと思っておりまして、そういうのを提案できればありがたいかと、親子で駅からその観光地まで歩いて、どれぐらいの運動を要したかとかいう表示も必要ではないかなと考えておりまして、こういったことも含めてご検討いただければと思っております。

もう1点の子ども手当につきましては、今、ご答弁ございましたが、県負担が約164億円、同じく市町村についても164億円程度の負担が行くということで、なぜ、この質問をするかと言いますと、この決算審査特別委員会でも議論がございましたけれども、地方財政、市町村、特にもう大変厳しい財政状況が続く中で、子育て支援は最優先でやってもらわないといけないというのが、当然のことでございますが、しかしながら、この財政負担というのは一番大きな問題でございます。この現行の児童手当よりも6倍強の予算を捻出しなくては、どうなるかまだ未知数のところはありますけれども、そういったことを考えますと、例えば、こども家庭局の予算が今、83億円でございます、倍のこの施策だけで予算を捻出しえないといけないということもありますので、少し推移を見守っていかなくてはならない状況とは思いますが、何か報道に振り回されている部分もありまして、少し国も説明が要るのかなというような思いをしておりますが、できるだけ地方負担が少なくなるように、できれば国費で賄っていただけるような働きかけを状況によれば、お願いしたいと思っておりますので、それも要望でさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○井岡委員 福祉部とくらし創造部、大変ボリュームのある午前の委員会でございますけれども、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

明日、総括をしていただく時間を取っていただいたので、また、十分にさせていただきますので、ご容赦願いたいと思います。

まず、1点目、ボランティアとNPOの協働ビジョン。これは、平成15年から策定されておられます。今までの進捗状況、そして、今は、どう計画を生かしているのか、または、生かしていないのか、お答えいただきたいと思います。

もう一つは、奈良県地域省エネルギービジョン、これも平成16年から22年までということですが、これについて県はどう考えておられるのか、聞かせていただきたいと思います。

そして、もう一つ、大和ユニバーサルデザイン推進指針、これも平成10年からですが、聞かせていただきたいと思います。

特に、何年間の計画なのかということも。省エネルギービジョンは7年間ですが、先ほどの二つの件に関しては何年間やられるのか、お答え願いたいと思います。

それともう1点、きょうは答弁よろしいですが、去年、厚生委員長としていろいろ出させていただきまして、審議会、委員会、協議会と。結構、形式的な内容で、運営の進め方や議論の手法、委員の選出基準など、特に議論ですが、人数の時間配分でなかなか議論できなかったというのが現状であります。抜本的な改正が必要があるし、少人数の分科会をもう少し活用が必要ではないかと思っております。

そんな中で、ある審議会は、重要な計画策定のための審議会でしたけれども、1回しかなかった。議会からの選出で出ていますけれども、2時間の時間帯でこういう大きな計画の意見を述べなければならない。そして、議事録をもらうだけで案を示されて、それを見てから意見を表明できる場がなかったという、非常に不満に思っております。

片や、昨年、希少動植物の条例制定のための審議会に出させていただきましたけれど、分科会で議論されたものを、また年3回か4回ぐらい審議会に出席させていただきました。私も政治家、それから、行政面の部門からいろいろと発言させていただきましたけれども、メールのやりとりをさせていただいて、十分に審議させていただいたということは感謝している次第でございます。

明日の総括で審議会のことについて質問する予定ですので、そこでまた、一括して知事部局全体に対してお尋ねをしたいので、これは答弁は結構ですが、まず、この三つの計画

についてお願いします。

○森川協働推進課長 先ほども出ておりました協働ビジョンは、もともと目標年度はございません。NPO、ボランティアとの協働をどうしたらいいのかということで、平成15年に策定されたものでございます。その中で、でき上がっていない成果、課題は何だったのかということかと思えます。

先ほども、少し申し上げたと思うのですが、あるいは神田委員等のご質問にもあった内容なのですが、大きな成果の一つといたしましては、基金をつくりまして、NPOと行政と県との間で、いろんな協働事業を展開していこうということで、その基金の中から事業費を出させていただき、いろいろ取り組みをしてまいりました。これは協働、少なくとも、NPOと一緒にいろんな活動を進めていくという中の一つの励みにもなりましたし、両方の意思疎通にもなって、いろんな分野で幾つか成果も表れてきたのではないかなと。ただ単に、協働部局が一生懸命声を上げているだけではなくて、関係各課含めて一緒に取り組みが始まってきているのではないかと考えております。

あと、ボランティア体験キャンペーンというような一般市民に、あるいは学生にも呼びかけるような事業も、ビジョンを踏まえまして起こしてきておりますし、いろいろな参加を呼びかけるという作業はいろんな形では動いてきたとは思っております。ただ、達成できてないといえますか、もう一つかなという面が幾つかございます。一つは、NPOとボランティアの協働ということだけでは、なかなか地域の課題、本当の課題が解決していけない。先ほど、浅川委員からもありましたように、自治会とか、皆さんが一緒になって参加していかないと物事は動いていかない。その部分が少しポイントとして抜けてたのではないかというのが1点でございます。

もう一つ、市町村、あるいは県は先ほど進んだとは言いましても、県の職員のみんが、本当に協働について取り組みをやっているのかと言われると、きのうも交流セミナー等がありまして、一緒にNPOと職員が話し合う場をつくっていたのですが、行政は縦割りで門前払いになってしまうとか、そんな意見がたくさんございました。そういうものをより広く、県職員もそうですが、市町村の職員も一緒になって理解する仕組みもつくっていかないといけないというところは幾つかの課題としてできてきているのかなと思っております。

以上でございます。

○山本環境政策課長 奈良県地域省エネルギービジョンに関しますお尋ねでございました。これにつきましては、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づきまして、平成16年3月に策定いたしました。計画期間は平成16年から22年ということになっております。内容では、エネルギー消費量を平成12年度比5%以上削減するという目標でございます。一方、もう一つ、CO2の削減につきまして、奈良ストップ温暖化アクションプランというのを定めておりまして、こちらは平成19年3月に策定しまして、平成19年から22年までの4カ年計画ということになっております。こちらにつきましては、平成14年度比でCO2を10%削減という目標を掲げておりまして、関係します計画をどう整理していくのかというのは、どちらにしましても、平成22年度中に計画をつくり直す必要があるだろうと考えております。

以上でございます。

○西岡福祉政策課長 ユニバーサルデザイン推進指針でございますけれども、先ほどの回答と少し重なるかもわからないのですが、住みよい福祉のまちづくり条例ということで、バリアフリーのまちづくりの推進に努めてきているわけなのでございますけれども、さらに、一定のバリアフリー化が進むということの中で、どこでも、だれでも、自由に使いやすくという視点から、例えば、シャンプーとリンスのボトルでしたら、シャンプーの方にはギザギザが入っていて、触っただけでこれはシャンプーだとわかる容器、そういったことで、だれもが使えるそういったユニバーサルデザインについて推進するというところで、平成18年度に推進指針を作成しております。

そういった流れの中で条例、それから指針については一体的な啓発ということで、例えば、チラシをつくる、そういった形の中で、また、先ほどの協議会の中で、いろんな団体が加入していただいておりますので推進をしているところでございます。

なお、いつまでに具体的な施策で何をやるということはございませんので、こういった形で啓発をするということです。

○井岡委員 もう中身は結構でございますので、制度論から入らせていただきますけれども、例えば、省エネルギービジョンは、平成22年に改定されるのですか。それとも、アクションプランを変えるということですか。

○山本環境政策課長 省エネルギービジョンはエネルギー消費量を削減するという目標を立てておりまして、奈良ストップ温暖化アクションプランの方は、CO₂排出量を10%削減するという目標を立てておりまして、エネルギー消費量を減らすことがイコールこのCO₂削減につながってまいりますので、この辺をどう整理していくかというのを今検討しておりまして、どちらにしましても、平成22年度中に改定する必要がある、あるいは統合といいますか、整理する必要があるだろうと今、考えておるところです。

以上でございます。

○井岡委員 ユニバーサルデザインは、まだ、平成19年から結構充実の中身を見させていただきまして、これからまだまだ5年以上の計画の中で、また、途中で改定はされるだろうと思いますけれども、結構でございます。

ただ、ボランティアとNPOの協働ビジョン、平成15年から今もう平成21年です、ホームページから消えていたのではないですか。探しましたが、出てこなかったの、どうなっているのかと。それから、省エネルギービジョンもですけれども、平成22年に改定ということになれば、二つとも今年の平成20年に条例を県議会で通らせていただきましたが、議会で議決できる案件でありましたが、今まで、これ審議はしてません。ですから、必ずNPOの協働ビジョンや、省エネルギービジョンにしましても、もしかして、改定をする必要がある。チェックもさせていただきたいと思いますので、その辺、するのかしないのか、きょう、返事が無理だったら、明日またしてください。

それと、スポーツ振興局でもそうですが、時間がなかったらなかなか中身を精査できない。会派でも協議ができないと。議会に出される計画については、せめて3カ月、4カ月以上前に各会派にこうありますよと言いながら、すり合わせをしていって、計画を持っていくと。いきなり計画をボンと出されては、これを否決するのかどうかという採決の行方が、なかなか前を見て進まないのではないかと思いますので、これからのあり方ではないかと、何も全部を反対するわけではありません。これはもう少しこうしたらどうかとか、いろいろな会派からの意見もありますし、また、その中身もやっぱり精査していきたいと思いますので、データも含めてそういうことを今後考えていただきたいなと思います。返事をいただけるならばお願いします。

○森川協働推進課長 協働ビジョンに関しての協働指針という表現になるかもしれませんが、見直しをかけるということで、先ほどもお答えしているところでございますし、それに向けまして、厚生委員会が議論をしていただく場にはなると思うのですが、委員長、副委員長にはこういうものがございますという案件のもの、存在だけですが、ご説明をしております。当然、かけさせていただくように手配していきたいと思っております。

以上です。

○山本環境政策課長 非常に説明がまずかったのかもわかりません。奈良ストップ温暖化アクションプランが省エネルギーの内容を含んだような内容になっておりまして、省エネルギービジョンそのものを省エネルギービジョンとしてもう一度、改定するのか、あるいは省エネルギービジョンの中身を取り込んで、CO₂の排出削減という形にして計画をつくり直すのかというのは、今、検討中でございますし、方向性が決まりましたら、お知らせしたいと思っております。

以上でございます。

○井岡委員 くれぐれも期間を5年以内にして3年、4年計画で出すとかと言ったら、議会の議決案件にかかりません。必ず議会の議決案件にするようお願いしたい。明日もう一度、確認をいたします。

それから、このいろいろな計画がございますが、この間から言うていきますけれども、我々も一緒に考えていかなければならない。是は是、非は非と、政権も変わりましたので、そういう考えでやっていかないとはいけません。また、データも欲しいですので、今後とも、情報提供をよろしくお願いいたします。

厚生委員会だけではなく、私たちも制度を変えていきますけれども、大きなさっきの審議会もそうですけれども、制度の中身をこれから精査をしていきたいなと思っております。以上でございます。

○森川委員 それでは、質問と要望も何点かさせていただきたいなと思います。時間がないので、端的に質問させていただきます。

まず、福祉部の不用額ですが、これについて、各部局の不用額より多目に出ているように思いますので、詳しく教えていただきたいと思います。

それと、介護の事業者というのですか、介護をされる方の支援について一つ質問したいと思います。

といいますのは、先日も今井委員からも話が出ていましたが、ホームヘルパーとかが、在宅支援に行かれたときの駐車違反が多くなってきたのではということで、これを駐車違反ととらえるのか。駐車し、在宅支援をされている時間というのは30分、1時間単位とか。そういう決められた時間の中でホームヘルパーが、在宅支援の現場まで行って、駐車されるといふことが多いからです。

県としてもその支援策として警察と交通規制の回数とか、さまざまな話はされていると思うのですが、もう一步踏み込んだところで話をさせていただくのであれば、駐車許可は出るということでお聞きはしましたが、駐車許可を出されるときに、日時を明記して警察に届出をしなければならない。毎日、変動がある業務の中で、実際、毎日警察に届出を出さなければならないということは、事務上にしろ、時間的にしろ、結構手間が要ると思います。また、警察署とか、派出所が遠くにある場合であれば、それだけでも時間が取られるということで、できましたら、地域別、仮に河合町なら河合町、広陵町なら広陵町、その地域指定としての障害者のフリー駐車の特典というものを本格的に考えていただいて、これから施設介護も結構多いですが、本来的には介護福祉というのは在宅福祉が基本になると思っています。

そういう観点から見直しを早急にしていただいて、在宅介護をしている間に駐車違反という大きな負担を負わないためにも、福祉部としても警察と協議をしていただけないかということをお聞きさせていただきたいと思います。

それと、廃棄物対策関連で、2点質問と要望をさせていただきたいと思います。

予算審査特別委員会で、民主党の高柳議員からも質問されておりました関連上、要望をさせていただきたいと思うのですが、奈良県の廃棄物の取り組みというのは、今見せていただいて、奈良県の環境を守る、また、監視すると。最終処分地のごみというのは、一番大きな問題を抱えると、これはもう全国的に産廃処分場、安定型、また、管理型、または特別管理型と、大まかに分ければ、3種類の処分場があります。そのどれをとっても、一番の問題は地下に浸透する汚水、川に流れる汚水、そういう部分をどうやって止めるかと。これは技術上、今は高度処理とかいうのができてますけれども、結構、難しいと。産業廃棄物処理場の下にゴムを敷いても、何十年かしたら、劣化して、穴が空いたり、同化して腐ったりというような形で特別安定型の、特別の処分場であっても、そういう危険がいつ

もついてくるということで、最終処分場の維持管理とか、周辺の水質検査、また、巡回検査とかいうのをしっかりとしなければ、その周辺の方々や、後世に問題を残す形が出てくると思います。予算審査特別委員会の時にも、結局は奈良県が許認可を出したと。奈良県が許認可を出すことによって、最終的に何が埋められているかわからない処分場に対して、どんな行動を起こすのが、一番ベターなのかということを考えていただかなければならない。そのためには、これだけの予算で、これ位大きな問題を解決できるだけの予算なのか、今、廃棄物の予算の中で、適正処理の予算、これは、人件費だけかもわかりません。けれども、これで今後できるのかどうか大変疑問に思いますし、奈良県の水と人の飲み水の安全を守るために、最終処分場周辺の徹底した水処理の管理、水質の管理をすべきだと思います。

今、この場でどうこうという話はできないと思いますので、今後、県の方針として、総括でこの問題の予算という部分について、県はどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。廃棄物行政というのは、ただ、放して埋めるだけではないんです。後にどんな水が出てくるか、どんなものが入っているか、そういうのを常に監視して、後にそういう重金属やまた、いろんなものが散乱しないようにしなければならないという思いですので、今は要望とさせていただきます、総括で質問させていただきたいと思います。

安定5品目、特別管理型、お聞きしたいのは、アスベストとか有害物質を仮に処分するときに、どの辺までのマニュアルをお持ちなのか、最終処分の部分で奈良県にそういうところがあるのかどうかを、参考に教えていただきたいと思います。

○山中福祉部次長総務室長事務取扱 福祉費に係る部分で不用額が大きいのではないかと
いうお尋ねでございます。中にも大きなものとして1億円以上のものが2件ほどござい
ますので、それにつきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、一つは国民健康保険基盤安定化事業で、不用額1億7,700万円余りございま
す。これは国民健康保険法に基づきまして、低所得者に対して保険料の軽減を行っている
わけでございますけれども、その軽減額の4分の3を県が負担し、市町村国保の保険基盤
の安定化を図っているという事業でございます。

平成20年度につきましては、後期高齢者医療制度が創設をされました。その結果、7
5歳以上の軽減対象者が後期高齢者医療制度に移行したということがございます。当初、
市町村からの報告通知で対象世帯数等を見積もっておったわけですが、結果として軽減対

象者が当初見込みより少なくなったということで、こういった額の不用が生じたというものでございます。

もう一つ、大きなものとしたしましては、介護給付費負担金がございます。これは、介護保険法に基づきます要介護者に対する介護給付、あるいは要支援者に対する予防給付に要する費用につきまして、県がその12.5%、施設給付につきましては17.5%、これを負担しているわけですが、予算策定時につきましては、介護保険事業支援計画と、それと前年度の実績をもとに積算をしておいたわけですが、結果として市町村の給付実績が減少したということで、不用が生じたものでございます。

いずれにいたしましても、我々、予算積算するときには、できるだけ効率的、効果的に事業を執行するという観点から、精査をしながら、予算措置をお願いをしておるわけですが、執行段階でいろんな状況の変化とか事情等から、当初見込みを下回って不用が生じておるということでございます。

今後とも、見積もりに当たりましては、より精査を徹底して効率的、効率的な予算執行に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○増田長寿社会課長 訪問看護などで、車両を使用される事業所に対する駐車許可の取扱いについてのご質問だったと思います。

委員お述べのように、駐車許可の取扱いについては、最寄りの警察署で、申請といえますか、確認をしていただくということになっておりまして、例えば、その要件といたしまして、日時であったり、あるいは場所であったり、それから用務であったり、そういったことを特定するということが、まず必要になっているということで、そのために添付書類として恐らくそれを特定するような証明書類といえますか、例えば、その事業所のヘルパーさんがいついつ、どこどこ、だれだれさんのところへということを確認した書類もつけると、そういうことになっているのかと思います。

ただ、それが具体的にどのような細かいところまでされているのかは、今、わからないのですが、恐らくそのあたり、柔軟に対応というのですか、そのあたりについては委員お述べのとおり、これからますます居宅サービスの必要性というものが高まっていく中で、福祉部の立場から、警察にそのあたりの働きかけをさせていただきたいとも思います。

以上でございます。

○福谷廃棄物対策課長 森川委員のご質問にお答えをいたします。

ご要望いただいた件と、特にアスベストにかかわって、どのようなマニュアル等も踏まえた形の対応というご質問だと理解をしております。

アスベストの廃棄物の適正処理につきましては、当然、安定型に埋設できるものについては、その埋設箇所なり、もちろん埋設量なり、当然、事業者として把握してもらわないといけませんし、我々、監視する立場の者にとっては、景観・環境保全センター等が現場に赴いて、適切に、アスベストの排水については建築物等の解体現場が一番多いという状況の中で、これは別途、建設リサイクル法により80立方メートル以上の解体については届出が義務づけられているという制度になってございます。

具体的には、その届出を受け、パトロール等を実施して、解体現場に赴いて、当然、現場でその事業、事情、もちろん聴取、目視で確認を行うことはもとより、疑義があるときにはそういう形で景観環境センターの職員が立ち入り権限を持って、行使をする形の中で現場に立ち入って具体的に指導が必要な場合には、当然、指導していくという対応になってございます。

また、適正処理の観点から言いますと、先ほど申し上げましたように、埋設場所なりというのは当然、事業所としても確認し、場所も特定をしてもらわないといけませんし、我々サイドといたしましても、そのことは確認をしているところでございます。

以上でございます。

○森川委員 その前に、訂正させていただかないといけない部分があります。明日の総括で質問する前に、くらし創造部長はまず大まかな予算についてどう考えておられるのか、その言葉を聞いてから、総括で質問する形になると思うので、その辺訂正をさせていただきます。

○宮谷くらし創造部長兼景観・環境局長 産業廃棄物の監視体制とか、チェック体制、知事が本会議でもお答えしましたように、早期発見、早期対応が最も効果的であると認識しておりますので、土日も含めて毎日行っておりますけれども、早朝、夜間の違反行為が行われないように、抜き打ちにパトロールを実施するなど、連絡等、工夫を凝らした管理体制を実施していきたいと考えております。

もちろんそれに対するいろんな水質検査も遵守していかなければならないと考えておりますので、その辺はしっかり要望をしていきたいと思っております。

○森川委員 わかりました。くらし創造部長、できましたら、来年度の予算を計上してもらうときに、奈良県は環境を守るのだと、奈良県はごみを捨てやすい場所だという今のイメージを他府県に与えないようなやり方、それには監視体制をしっかりと、奈良県の飲み水を守るとか、健康を守るという意味で率先すると、ちょうど総務部長も来られていますので、明日、総括で言おうかと思っておりましたが、総括ではなく、これだけの大事な部署だと、率先して10年先、20年先、後世に残るようなこの廃棄物の処分というのは後に問題が出てくるということで、総務部長に予算を大幅にふやしていただき、反対に警察と監視体制をしっかりと組んでいただけるように、来年度の予算確保を楽しみにしています。また、環境・廃棄物対策特別委員会にも入っておりますので、随時、こういう問題については、質問をさせていただきたいと思っておりますので、これについては要望としておきます。

それと不用額の問題ですが、障害者の障害者自立支援法とか、また、高齢者の問題、これの費用負担とか、さまざまな面がこういう形で予算に表れていると。だから、この決算審査特別委員会を基本に、今回、政府が変わりましたので、また、いろいろな変更があると思いますが、県独自に、こういう状況で75歳以上の高齢者や障害者が何らかの影響を受けているかどうかを再確認していただきたいと思っております。

もう1点、駐車の問題ですけれども、できたら1年というより1カ月でも2カ月でも、この文面を見たら、毎日書いていかななくてはいけないような形になると思っております。こんな手間を省くためには、1カ月や半年とかという長期に下ろせるような検討をしていただき、介護施設に多くのお金を入れるのだったら、反対に在宅施設をもっと充実させて周辺が整備できる、安心して家で介護を受けられる支援のために、そういう支援員の方をもう少し手厚くカバーしてあげてほしいという思いがあるので、月に1回でも、半年に1回でも延してもらえれば、それだけで業務の手間が省けると思っております。1時間単位のお給料しかもらっておられないので、10分や20分もかかる駐車場に止めに行くより、近くに止められたら、その分、作業もはかどると思っておりますので、今後の検討課題としていただけるように要望して終わります。

○国中委員長 どうもありがとうございました。

ほかに質疑がなければ、これをもって福祉部、こども家庭局、くらし創造部、景観・環境局の審査を終わります。